

平成27年4月1日

建設工事一般競争（指名競争）

入札参加有資格者 の皆様

高知市上下水道局 企画総務課

平成27年度 入札・契約制度の改正等について

平成27年度に高知市が発注する建設工事に係る入札・契約制度の改正等は、下記のとおりです。

記

1 工事費内訳書の提出対象の拡大

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正に伴い、すべての建設工事の入札において、入札時に工事費内訳書の提出が必要となります。

※ 入札内訳書の様式及び記載例は添付の「入札内訳書の様式」をご覧ください。

2 施工体制台帳の作成・提出義務の拡大

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正に伴い、下請契約を締結する工事については、施工体制台帳の作成・提出が義務化となります。

3 予定価格の端数処理

一般競争入札対象工事での、予定価格の万円未満を切り捨てた額とする端数処理の試行について、平成27年度からは行わないこととします。（平成27年度以降は、すべての工事において千円未満を切り捨てた額を予定価格とする端数処理を行います。）

4 工事関連委託業務の一般競争入札の適用範囲を拡大

1,000万円以上の業務で、平成27年度からは本格運用を行います。（ただし、建築物に係る設計委託業務は除きます。）

5 総合評価落札方式の評価項目及び評価基準

平成26年度からの変更はありません。一部文言整理を行っています。

※ 平成27年度の評価項目及び評価基準は別添「平成27年度 総合評価落札方式評価項目及び評価基準（標準）」をご覧ください。

※ 平成27年度の評価項目及び評価基準に関する取扱要領は別添「平成27年度高知市総合評価落札方式評価基準に関する取扱要領」をご覧ください。

6 建設工事に係る入札・契約手続きの暫定的な措置

平成27年4月1日から現場代理人の配置の特例に係る暫定措置を講じることとします。暫定措置を終了する場合は、ホームページにてお知らせします。

※ 別添「建設工事に係る入札・契約手続の暫定的な措置について」をご覧ください。

7 配水管工事技能者の専任期間に係る取扱いの変更

工事現場に配置される配水管工事技能者の専任を要する期間に係る取扱いを変更します。

※ 別添「配水管工事技能者の専任期間に係る取扱いの変更」をご覧ください。

8 高知市優良水道工事業者感謝状贈呈の廃止

平成27年度から高知市優良水道工事業者感謝状贈呈制度を廃止し、優良建設工事施工者表彰と制度を統一します。

以上